大和市市民参加推進条例	石狩市行政活動への市民参加の推進 に関する条例	旭川市市民参加推進条例	久喜市市民参加条例
	第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。 1条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃(第4号にあっては、制定又は改定ご。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 (1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保	を実施しようとする場合は、市民参加を 求めなければならない。 (1) 市の基本構想、基本計画その他 施策の基本的な事項を定める計画等 の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又 は市民に義務を課し、若しくは市民の権 利を制限することを内容とする条例の	条例の制定、改正又は廃止 (3) 市民に義務を課し、又は市民の 権利を制限することを内容とする条例 の制定、改正又は廃止 (4) 市民の生活に重大な影響を及ぼ
2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき <mark>さる。</mark> (1) 軽微なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、改策的な判断を伴わないもの		2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。 (1) 定型的又は経常的に行うもの(2) 軽易なもの(3) 緊急に行わなければならないもの(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの	れかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。 (1) 軽易と認められるもの (2) 緊急に実施しなければならないもの。 (3) 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
リ市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。 (1) 審議会等の設置 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。)の開催 (4) 意見公募手続の実施 2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民	4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩 市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、か つ、パブリックコメント手続を行った上で定めるも	策を実施しようとする場合は、広く市民 の参加を得るよう努めなければならな	ときは、次に掲げる市民参加の方法 のうち1以上の方法によらなければならない。 (1) 審議会等(地方自治法(昭和22年 法律第67号)第138条の4第3項に規定 する附属機関及びこれに類するもの で、その構成の全部又は一部に市民 が含まれるものをいう。以下同じ。)へ の付譲 (2) 市民意見提出制度(市の機関が
			(3) 市民税明会(市の機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての税明を行い、これに対して市民と市の機関なび市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。以下同じ。)の開催 (4) ワークショップ(市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な譲籠を目的とする集まりをいう。以下同じ。)の実施(5) 市民区政策の選案を表する、提案を対し、変に表する場合では、提案に対する考え方を公表する制度をは、提案に対する考え方を公表する制度をは、以下のに。)の実施の機関は、前項の規定により市民に対策の当場が適当と認める方法と、市の機関は、前項の規定により市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加の方法を実施するとができる適切な時期に、これを実施しなければならない。

苫小牧市市民参加条例 (木里なれてはの世界)	下川町自治基本条例	八雲町自治基本条例提言
(市民参加手続の対象となる事項) 第5条 市民参加手続の対象となる事項 は、次のとおりとする。 (1) 基本構想及び市政の基本的な事項を 定める計画の策定、変更又は廃止 (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制 定又は改廃 ア 市政の基本的な事項 イ 市民に義務を課し、又は権利を制限す る事項(使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。) ウ 公の施設の使用許可の基準その他の 利用方法に関する事項 (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又 は改定に係る基本方針の策定又は変更 (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び 建築等に要する費用の額を考慮して規則 で定めるものの建築等に人名計画の策定 又は変更	(町民参加の推進) 第8条 町は、次の事項を実施する 場合は、法令の規定によるものや緊 急を要するものを除き、町民の参加 を推進し、意向を反映します。 (1)総合計画及び分野別の基本的な 計画の策定又は見直しをするとき。 (2)施策を効果的かつ効率的に推進 するための行政評価を実施すると き。 (3)町民に義務を課し、又は町民の 権利を制限することを内容とする条 例の制定、改正及び廃止をすると き。 (4)町民の生活に大きな影響を及ぼ す施策を決定するとき。 (5)広く町民が利用する公共施設の 管理運営方法などの決定をすると き。 2前項各号に規定するもののほか、町政 運営に反映するよう努めます。	④ 公の施設を新設し、改良し、又は廃止するとき ⑤ 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率 的に推進するための行政評価を行う とき ⑥ 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき ⑦ 前記各項のほか、町民参加が有効と思われ
(5) 法令等(法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。)又は条例をいう。以下同じ。)に基づく場合を除くほか、出資(出えんを含む。以下この号において同じ。)を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更(6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等		
(適用除外) 第6条 市は、立案等をしようとする政策が 次の各号のいずれかに該当するときは、 前2条の規定にかかわらず、この条例の 規定による市民参加手続を行わない。 (1) 公益上、緊急に当該政策の立案等を する必要があるため、市民参加手続を行っ ことが困難であるとき。 (2) 市の他の機関が市民参加手続を行っ て立案等をした政策と実質的に同一の政 策の立案等をするとき。 (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の 整理その他の軽微な事項であるとき。 (4) 市の組織、職員の勤務条件その他の 市の内部の管理に関する事項であるとき。 (5) 法令等の規定により当該政策に係る 実施の基準が定められており、当該基準 に基づき行うものであるとき。		
2 市は、前項の規定により市民参加手続 を行わなかったときは、速やかに次の各号 に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 市民参加手続を行わないこととした政 策の内容 (2) 市民参加手続を行わない理由		
(市民参加手続の実施) 第4条 市は、次条に規定する政策の立案 等をしようとするときは、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続 を行うものとする。 2 政策形成手続とは、市民意見提出手続 に先立ち、立案等をしようとする政策の性 質に応じて、次の各号に掲げる方法のい すれか(市民生活への影響その他の事情 を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、複数)を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。 (1) 審議会等(審議会その他の附属機関及びこれに類する会議(当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運 当する会議をいう。以下同じ。)を設置し、その調査及び検討を行うため、市民が自主的に運 当する会議をいう。以下同じ。)を設置し、その調査及び検討を行うため、市民が自主的に運 当する会議をいう。以下同じ。)を設置し、その調査及び検討の結果について報告を 受ける方法	して、適切な時期に町民参加を推進します。 (1) 審議会等(地方自治法(昭和22年	3 町民参加の方法及び時期 (1) 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、行政活動に町民の意思を反映させるために必要かつ適切な時期に、町民参加を行うものとします。 ① 審議会等への委員としての参加 ② 意見交換会等への参加 ③ 町民美見の公募(パブリックコメント)への意見表明 ④ アンケート調査等への意見表明 ⑤ その他適切な方法 (2) 前項に関して必要な事項は、別に定めます。
(4) 意見交換会、説明会その他市民意見 提出手続に先立ち市民の意見を求める方 法として適切であると認められる方法。 3 市民意見提出手続とは、当該政策及び これに関連する資料をあらかじめ公表し、 意見の提出先、提出方法及び意見の提出 のための期間(以下「意見提出期間」とい う。)を定めて行う市民参加手続をいう。		